

カジノを含む IR 整備のための基本方針案への意見募集に関する

国土交通大臣への要請

9月18日基本方針案に関するヒアリング参加者有志
連絡窓口 衆議院議員 阿部知子
2019年9月25日

「特定複合観光施設区域(以下、IR)整備法」第5条第1項に基づいて国土交通大臣が定めることになっている基本方針案を、9月4日に観光庁が公表し、10月3日までの意見(パブコメ)募集を行っていることに関して、以下の理由で、要請を行う。

第一に、同法5条3項には「国土交通大臣は基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議する」としているが、関係行政機関の一つである「カジノ管理委員会」が未設置である。

第二に、IR 整備法案に対する衆議院附帯決議15は、「法第5条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと」としている。

ところが、現在、パブコメを募集中であることすら知らない国民がほとんどである。

また、パブコメ募集について知ったとしても、基本方針案はそれだけで46ページに及ぶ。前提となる法律、政令を読みこなしていない国民にとっては、難解である。

にもかかわらず、パブコメ募集期間は行政手続法に基づく最低限の期間の1カ月であり、あらゆる面から、この附帯決議に反している。

そこで以下を強く要請し、応じられない場合は、その理由を明確にすることを求める。

1. 基本方針案を国民が理解できるよう、全国、少なくとも自治体に関心を示している地域において説明会を行い、双方向の議論も可能とすること。
2. 基本方針案 P.5 に関する次の2点については、特に丁寧に説明を行うこと。
 - ①実施方針(第6条)の策定に際しては、都道府県等は、「同意」の一形態として、地方自治法第96条第2項の規定により、独自に条例を定めることができること。その他に住民にとっては、どのような「同意」手続への参加がありえるのかを明らかにすること。
 - ②区域整備計画(第9条)の認定に際しては、市町村および特別区の「同意」の一形態として、地方自治法第96条第2項の規定により、独自に条例を定めることができること。その他に住民にとっては、どのような「同意」手続への参加がありえるのかを明らかにすること。
3. パブコメ期間は、全国での説明会が終了し、カジノ管理委員会が設置されるまで延期、最短でも年末まで伸ばすこと。(台風15号の影響による停電や被災により、情報にアクセスができなかった国民が少なくなかったことを鑑みても、期間を延長すべきである)
4. パブコメ期間内に、基本方針案に関する質問ができる窓口を観光庁に設けること。
5. 官邸には IR 推進本部(本部長:内閣総理大臣)が設けられ、ウェブサイトがあるが、そこには基本方針案がパブコメにかかっていることすらアナウンスされていないため、国民的な議論を尽くすため、IR 整備に関して情報の一覧性を有するウェブサイトとするよう政府内で調整を行うこと。